下請企業の皆様へのお願い

元請企業への就労日数報告は毎月適時に行ってください。

厚生労働省及び国土交通省の通知により、「下請事業主は元請事業主に対し、自社雇用の対象労働者の**就労状況報告書を毎月提出し、元請から証紙の交付を受ける**こと（証紙貼付方式）。または元請に対し、就労実績報告作成ツールを活用して**就労状況報告書を毎月作成し、電子メール等により提出する**こと（電子申請方式）。」とされています。

（令和3年3月30日雇均勤発0330第1号、国不建整第186号より一部引用）

下請企業からの就労報告が遅れると、下請企業・元請企業それぞれが**『加入・履行証明書』の発行対象外**となる可能性があり、加えて、自社雇用の被共済者だけでなく、下位下請企業の**被共済者の退職金額にも大きな影響を及ぼす**恐れがあります。

建退共制度の円滑な運営には下請企業・元請企業間での相互協力が不可欠です。自社の被共済者はもちろん、元請企業、下位下請企業のためにも、ご理解・ご協力の程お願いいたします。

加入・履行証明書の発行基準の改定について（抜粋）

元請企業 決算期間中に下請企業への掛金の充当又は共済証紙の適正な交付をしているかを確認

下請企業 決算期間中に元請企業より掛金の充当又は共済証紙の適正な交付がされているかを確認

※上記は一例です。事業所により異なりますので、詳細は建退共本部ホームページでご確認ください。

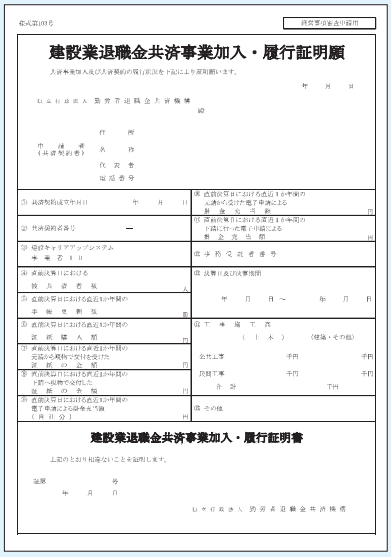

建設業退職金共済事業加入・履行証明願

建設業退職金共済事業加入・履行証明書

公共工事を受注した際の、
一連の流れをわかりやすく解説しています。

けんたいきょう 独立行政法人勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部

建退共本部ホームページ https://kentaikyo.taisyokukin.go.jp/